

●申告相談は2月9日(金)から3月15日(木)まで

(2月9日(金)～2月15日(木)は、収入が公的年金のみの方が対象です)

【申告受付時間】

午前の部 午前8時30分～11時
午後の部 午後1時～3時30分

- ◎午前7時30分から番号札を配布します。
- 伊奈庁舎…庁舎西側(図書館側)入口前
- 谷和原庁舎…正面入口前

【申告会場】

伊奈庁舎…2階会議室1・2
谷和原庁舎…2階第1・2会議室

※午前8時30分から申告相談となります。開始10分前には番号札を持って申告会場までお越しください。

※午前8時以降の番号札の配布場所は、伊奈庁舎および谷和原庁舎とも2階申告会場前となります。

会 場	伊奈庁舎2階会議室1・2	谷和原庁舎2階第1・2会議室
	対 象 地 区	対 象 地 区
2月9日(金)	小張・豊地区(収入が公的年金のみの方)	みらい平地区(収入が公的年金のみの方)
2月13日(火)	三島・東地区(収入が公的年金のみの方)	十和・福岡地区(収入が公的年金のみの方)
2月14日(水)	板橋地区(収入が公的年金のみの方)	小絹地区(収入が公的年金のみの方)
2月15日(木)	谷井田地区(収入が公的年金のみの方)	谷原地区(収入が公的年金のみの方)
2月16日(金)	【小張地区】全地区	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
2月18日(日)	【市内全地区】	【市内全地区】
2月19日(月)	【小張地区】全地区	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
2月20日(火)	【小張地区】全地区	【小絹地区】細代、杉下、寺畑、筒戸、平沼
2月21日(水)	【東地区】全地区	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
2月22日(木)	【豊地区】全地区／【三島地区】全地区	【小絹地区】小絹、西ノ台、西ノ台南
2月23日(金)	【豊地区】全地区／【三島地区】全地区	【小絹地区】絹の台
2月25日(日)	【市内全地区】	【市内全地区】
2月26日(月)	【豊地区】全地区／【三島地区】全地区	【小絹地区】絹の台
2月27日(火)	【谷井田地区】山谷、上平柳、中平柳、下平柳	【谷原地区】全地区
2月28日(水)	【谷井田地区】谷井田	【谷原地区】全地区
3月1日(木)	【谷井田地区】谷井田	【谷原地区】全地区
3月2日(金)	【谷井田地区】谷井田	【福岡地区】全地区／【十和地区】全地区
3月5日(月)	【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【福岡地区】全地区／【十和地区】全地区
3月6日(火)	【板橋地区】南太田、狸穴、大和田、野堀、神生	【福岡地区】全地区／【十和地区】全地区
3月7日(水)	【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【みらい平地区】全地区
3月8日(木)	【板橋地区】板橋、高岡、武兵衛新田	【みらい平地区】全地区
3月9日(金)	【板橋地区】伊奈東	【みらい平地区】全地区
3月12日(月)	【板橋地区】伊奈東	【みらい平地区】全地区
3月13日(火)	指定日に申告できない方	指定日に申告できない方
3月14日(水)	指定日に申告できない方	指定日に申告できない方
3月15日(木)	指定日に申告できない方	指定日に申告できない方

※対象地区が異なる日でも申告できます。
※対象地区に関係なくどちらの庁舎でも申告できます。

≪市民税・県民税申告書の提出および問い合わせ≫
伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111 (内線 2305～2307)
住所 〒 300-2395 つくばみらい市福田 195 番地